

排水管の点検・清掃の悪質業者にご注意を！

最近、皆さんのお宅を突然訪問して、宅地内の排水管（排水設備）の点検・清掃などを行う業者が増えています。なかには一部、事実と違う説明をして清掃を勧誘したり、詳しく説明をせずに行き、あとで高額の料金を請求する業者もいるため、ご注意ください。

- ① 宅地内の排水管（排水設備）は皆さんの財産であり、個人が管理するものです。
- ② 神戸市が業者に依頼して、排水設備を点検・清掃させることはありません。
（工事等でもし行う場合は、神戸市から事前に連絡をしてから伺います。）
- ③ 排水設備を定期的に点検・清掃することは好ましいことですが、臭いがする、汚れているからといって、すぐに清掃する必要はありません。

もし、業者が訪ねてきたら・・・

- ① まず身元（業者名、連絡先等）を確かめ、説明をうのみにせず冷静に考えてみる。
- ② 簡単に、契約書に署名したり、はんこを押さない。
- ③ 作業の内容と費用をよく確認する。
- ④ できるだけ複数の業者から見積りをとる。（見積り無料か、事前に確認する。）
- ⑤ もし、訪問業者に代金を支払っても、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフにより契約を解除できる場合があります。

クーリング・オフは、訪問販売などの不意打ち的な取引で契約した場合が対象です。自ら修繕などを依頼して業者に来てもらった場合は、クーリング・オフの対象外です。

気になることがあれば、188（消費者ホットライン※）にお問い合わせください。
※通話料がかかります。平日は、「078-371-1221」でもつながります。

下水道に関する問合せ先（平日 8:45～17:30）

【東灘区・灘区・中央区】

東水環境センターサービス係 電話 451-0456

【兵庫区・長田区・須磨区】

中央水環境センターサービス係 電話 641-2711

【北区】

中央水環境センター北下水道係 電話 581-6250

【垂水区・西区】

西水環境センターサービス係 電話 752-1700

【全市】

下水道部 管路課 排水設備係 電話 806-8799